

平成27年3月9日

枚方市議会議長  
鷺見信文様

文教常任委員会  
委員長 岡 沢 龍 一

### 文教常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成27年3月9日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

#### 記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第13号	図書館及び生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願	不採択とすべきもの

## 委員長報告参考資料

### 1. 主な質疑項目

- ・ 知る自由を保障し、公平性及び中立性を確保する公立図書館運営の在り方について
- ・ 以前に総務大臣等が指摘した公立図書館への指定管理者制度導入の問題点について
- ・ 指定管理者制度導入による公立図書館の総合的機能への影響について
- ・ 生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度導入の経過及び目的について
- ・ 蹉跎・牧野両複合施設への指定管理者制度先行導入時における指定管理者の募集方法について
- ・ 蹉跎・牧野両複合施設への指定管理者制度先行導入の検証時期・方法について
- ・ 蹉跎・牧野以外の複合施設への指定管理者制度導入スケジュールについて
- ・ 指定管理者制度導入による本市図書館の経費削減及びサービス向上の実現可能性について
- ・ 指定管理者制度導入による本市図書館の選書方法への影響について
- ・ 本請願の提出に至るまでの経過に対する紹介議員の認識について

### 2. 討論要旨

[藤田幸久委員]

本委員会における請願第13号の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。本請願は枚方市立図書館について指定管理者制度を導入しないよう求めるものですが、図書館への指定管理者制度導入については、そもそも、昨年9月に同趣旨の請願を本委員会で審査した結果、不採択とすべきものとなりました。

それから約6カ月という短い期間であり、方向性自体が変わっているわけではございませんので、以前の討論の繰り返しとなる部分もございますが、改めて申し上げます。

まず、本請願は、図書館への指定管理者制度の導入について、導入ありきの一方的な進め方ではなく、丁寧に検討すべきであるとしています。

しかし、図書館への指定管理者制度の導入については、平成24年12月に策定された枚方市新行政改革大綱において民間活力を活用する方向性が示されて以降、検討が進められてきたものです。また、市民の代表である市議会議員の一般質問等における意見等も踏まえた上で決定されたものであり、導入については必要な検討がなされているものと考えます。

さらに、その後も、市民を対象とした意見聴取会やアンケート調査を実施すると

ともに、社会教育委員会議からの意見も踏まえ、昨年11月の文教委員協議会において、2館に先行導入し、残る4館については2館の導入状況の検証を踏まえた上で同制度を導入していくとの報告があったところであり、慎重に進めようとする姿勢がうかがえるものです。

次に、図書館への指定管理者制度の導入は、専門職員の育成や行政と市民の協働を進める点でも問題が多く、図書館になじまない、課題が多いとの点については、直営とする中央図書館において専門的な職員の研修などを行い、また、市民との協働についても、中央図書館と指定管理者が協力することで対処可能であると考えます。また、全国では既に指定管理者制度の導入が進み、事例も増加していることから、これらの効果検証は必要であるものの、指定管理者制度が図書館になじまないとの主張は当たらないと考えます。

最後に、知る自由の保障や、公平性、中立性の確保の観点から直営とすべきとの点についてですが、他市の事例を見ても、指定管理者制度の導入により、知る自由や、公平性、中立性が失われるとは考えられず、指定管理者との協定等により、それらの確保を図ることは十分可能であると考えます。

指定管理者制度は、管理運営経費の縮減の効果があるとされている有効な方策ですが、本市においては、こうした合理化の観点だけでなく、開館日や開館時間の拡大など、市民が利用しやすい図書館づくりを目指すとともに、学校図書館への人材、蔵書等の提供など、専門的な見地からの体制整備なども目的として同制度を導入しようとするものです。

これらの点に鑑み、今後は、より市民が利用しやすい図書館を一日も早く実現するために、市民への説明責任を果たしながら指定管理者制度の導入を進めていくべきであると考えます。

以上のことから、請願第13号については採択すべきでないとし、申し上げ、討論いたします。